

2013年12月13日

川崎市長 福田紀彦殿

リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会

麻生・多摩の会	世話人代表	矢沢美也
宮前の会	代表	山本太三雄
中原・高津の会	代表	天野捷一

中央新幹線環境影響評価準備書に係る条例公聴会開催の改善を求める要請書

中央新幹線（以下リニア新幹線）環境影響評価準備書（以下準備書）に係る条例公聴会開催につき、市民として以下3点につき、改善を行うよう強く要請します。

その理由は、市内5カ所に予定されているリニア新幹線の立坑（非常口）建設とその後の延長16.3kmの大深度地下トンネル掘削工事により、市民生活や自然環境に重大な影響が予想されます。工事車両の通行による交通弱者の事故、運搬車両の排ガスの増加、重量物積載による震動、粉じん、騒音の発生が予測され、さらに建設残土の処分先、工事による地下水流への影響は沿線4区のみならず市全体に波及する心配があるためです。

1. 公聴会の回数を増やすこと

市によると、準備書公聴会は来年1月18日（麻生区）、19日（宮前区）の2回開催されますが、意見表明の対象は「国策」とされているリニア新幹線建設という大規模な事業計画であり、川崎市民に今なお不安や疑問が解消されていない状況を鑑み、市内全区で開催すべきであると考えます。

2. 公述人の資格・条件を限定しないこと

市環境影響評価に関する条例施行規則には、公述人の資格について何ら規定はありません。前述のように、リニア新幹線事業は市民全体の問題です。中原・高津・宮前・麻生の4区在住・在勤に資格・条件を制限するのは、この問題に対する市民の発言の機会を奪うものです。市民の誰もが公述人として発言できるよう改善すべきであると考えます。

3. 公聴会へ事業主体を出席させること

市環境影響評価に関する条例施行規則第23条3項には「指定開発行為者は、市長の求めに応じ、条例公聴会に出席し、見解を述べなければならない」とあります。リニア新幹線の事業主体である東海旅客鉄道株式会社の担当者が出席し、公述人との質疑応答の機会を設けることが、公聴会を開催する意義であると考えます。

以上